

登校許可証明書

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

分類	該当する感染症	出席停止の期間
第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、中等呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ(H5N1であるものに限る) ※上記の他、新型コロナウイルス感染症、指定感染症を含む	治癒するまで
第二種の感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ※その他(第三種の感染症として扱う場合もある)感染症として、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、帯状疱疹、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ、ウイルス性肝炎、サルモネラ感染症、肺炎球菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

上記の児童は、_____のため療養中のところ、現在は軽快し感染のおそれがないため登校して差し支えないことを証明します。

加療期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

提出日: _____年 _____月 _____日

菅生学園初等学校校長 宛

医療機関名・医師名 _____ ㊟

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症のみ、必要事項を保護者が記入し、領収書や調剤内容証明(要日付)のコピーを裏面に添付していただければ、出席停止といたします(医師による記入は不要です)。

保護者名 _____ ㊟

校長	教頭	担任	保健室:保管